

各支給認定保護者の皆様

東小針認定こども園

平成31年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

平成31年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(別紙参照)から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支携去(平成 24 年法律第 65 号)に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 14 条第1項(第 50 条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、平成 31年度の実績を御報告するものです。  
(あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)

東小針認定こども園 設置者様

新潟市役所保育課

## 平成31年度の公定価格の額について

貴施設(事業)における平成31年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

〈各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

## ■教育標準時間認定児童(1号認定児童)

単位:円

	満3歳児	3歳児	4歳以上児
4月	132,480	132,480	116,110
5月	163,270	163,270	146,900
6月	196,200	196,200	179,830
7月	195,690	195,690	179,320
8月	195,690	195,690	179,320
9月	235,900	235,900	227,620
10月	237,860	237,860	229,570
11月	245,960	245,960	229,570
12月	293,830	244,270	227,880
1月	293,830	244,270	227,880
2月	293,830	244,270	227,880
3月	255,770	255,770	239,380

## ■保育認定児童(2号3号認定児童)

単位:円

	0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	189,740	185,860	108,750	104,870	56,620	52,740	40,740	36,860
5月	189,740	185,860	108,750	104,870	56,620	52,740	40,740	36,860
6月	189,740	185,860	108,750	104,870	56,620	52,740	40,740	36,860
7月	189,740	185,860	108,750	104,870	56,620	52,740	40,740	36,860
8月	189,740	185,860	108,750	104,870	56,620	52,740	40,740	36,860
9月	191,340	187,460	110,350	106,470	50,280	46,400	42,340	38,460
10月	191,590	187,710	110,500	106,620	45,860	41,980	37,910	34,030
11月	191,570	187,690	110,480	106,600	53,790	49,910	37,890	34,010
12月	191,570	187,690	110,480	106,600	53,790	49,910	37,890	34,010
1月	191,570	187,690	110,480	106,600	53,790	49,910	37,890	34,010
2月	191,570	187,690	110,480	106,600	53,790	49,910	37,890	34,010
3月	203,570	199,690	122,480	118,600	65,790	61,910	49,890	46,010

(注)上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍回数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。